

基本計画検討のための第2の視点

※目的別の戦略を束ねる横糸をどう考えるか…

一度、「目的別の戦略群」を仮置きで整理しましたが、これら戦略群を横糸となり束ねる視点についての整理も必要と感じており、今回の会議では、この横糸についてご意見を求めたいと考えております。（事務局）

<縦糸>目的別の戦略群（案）

- 1 文化芸術に親しむ環境づくり
- 2 創造的文化芸術の振興
- 3 文化芸術を通じた多様性を認め合う地域づくり
- 4 文化芸術による国際交流の推進
- 5 文化芸術の担い手・支え手の育成
- 6 文化芸術の多様な担い手の連携や協働の推進



<横糸>目的別戦略を遂行するにあたり横串となる視点

- 1 地域独自の文化的・歴史的特性をどう捉えるか
- 2 分権の観点から文化政策をどう捉えるか
- 3 自治の観点から市民の役割をどう捉えるか
- 4 文化政策の領域の拡大や担い手の多様化をどう捉えるか
- 5 狭義と広義の文化政策の関係をどう捉えるか
- 6 自治体の役割をどう捉えるか など



（金太郎飴の様な地方都市ではない）
個性的な文化の根づいた地域社会をつくりだすこと

<補足>
 ◎資料P2は質問形式に噛み砕いたもの
 ◎資料P3～5は、これら項目出しした背景を資料として添付したもの。

基本計画検討のための第2の視点 続き

※目的別の戦略を束ねる横糸をどう考えるか…

言い換えると、例えば、

1 地域文化の独自性と文化政策

- 八戸の地域文化の独自性とは何か？
- 誰が地域の文化を担うべきか？
- 「私たち」のアイデンティティと文化の関係は？
- 地域の文化と普遍的な文化との関係や扱いはどうあるべきか？

2 分権と文化政策

- 国や県、他地域との関係で八戸を考える際、「文化」はポイントとなり得るか？
- 私たち（民間の）文化活動と行政の関係はどうあるべきか？

3 市民自治と文化政策

- 私たちの住む街を自ら暮しやすくする事と、文化の関係は？
- 主体的な地域づくりの活動と文化活動との関係はどうあるべきか？

4 領域の拡大や担い手の多様化と文化政策

- 文化の範囲はどこからどこまでか？また、文化の担い手や支え手は誰から誰までか？
- アーティストや新しい担い手による、いわゆる芸術作品創作以外の活動（例えば課題アプローチ型のアートプロジェクトなど）をどう評価するのか？
- 文化や芸術と言った途端、もう壁になるのではないか？
- 教育や福祉や観光等と文化とはどんな関係を結べるのか？

5 狭義の文化政策と広義の文化政策

- 文化や芸術の卓越性を追求する事（への支援）と広く社会にとってのメリットとはどんな関係があるか？
- 文化的価値あるものの保存と活用、古いものを守る事と理解や参加、観光の輪を広げる事との関係はどうあるべきか？

6 文化政策と自治体

- 市役所は文化政策でどんな役割を果たしたらよいか？

参考資料1 文化政策論の変遷（「文化政策の現在1」文化政策論（進藤浩伸）より）

要点👉文化政策論が時代背景を持つ歴史的変遷があることと、「多領域への広がり」という現在のトレンドの確認

論点

- ◎日本における文化政策論は近年現れたものではない。
- ◎国家論としての文化政策論は大きな軸だったが、都市や地域における人々の生活も問題とされてきた。
- ◎多様な文化政策論は、特定の理想の実現を目指しながらも、決して実現をみることのない、ある種の規範概念を示し続ける試みでもある。
- ◎1970年代～80年代／地方の時代、文化の時代といった標語のもと、地方自治体で文化行政が進展を見せた。地域における芸術も含めた生活文化の改善・向上、総合行政としての文化行政、文化財保護の議論の急増などが特徴。
- ◎1990年代／バブルの崩壊に伴い、モノの豊かさから心の豊かさへというレトリックが強調され、芸術文化の振興論として文化政策論が語られるようになる。
- ◎2000年代以降／多文化共生、観光・経済政策との関わり、地方創生など、芸術振興だけに留まらない多領域で文化政策が論じられるようになった。

各時代の文化政策の特徴

時代	内容	背景
大正～昭和期	社会進化論 植民地統治論 社会事業論	第一次世界大戦 福祉国家化
第二次世界大戦期	統制・教育・宣伝 他国の制度調査	総力戦体制 マスメディアの発達
終戦直後	文化国家論 自由放任	民主化 戦後制度設計
1950～60年代	表現の自由と規制 社会主義圏の制度調査	太陽族映画 文化庁発足
1970～80年代	地方分権と市民自治 生活文化の振興 総合行政としての文化行政の確立 文化施設建設 社会教育批判	好況～オイルショック～バブル 公害問題 都市のインフラ整備
1990年代	芸術文化の積極的振興	芸術文化振興基本法制定
2000年代	経済振興 ソフトパワー論 多文化共生	グローバリゼーション 関連講座、学会の成立
2010年代～	地域文化創生	地方創生 東京オリンピック

参考資料2 自治体文化行政（「文化政策の現在3」自治体文化行政論再考（小林真理）より）

要点👉自治体文化行政論を手掛かりに、地域特性（地域アイデンティティ）を重視した分権的視点や市民自治の視点が含まれることの確認

背景

◎高度経済成長時の工業化の進展による画一主義に対する「＜地域特性＞を持つ生活の質の見直しを不可避」とする機運。

◎中央集権型の政治・行政スタイルに対して、＜地域特性＞をいかしうる自治・分権の政治・行政システムが不可欠とする必要。

自治体文化行政の特徴

1970年代革新自治体による自治体文化行政論の画期的な6つの点

- 1 文化の享受や活動を個人的な営みとして位置付け公民館行政などが細々と行われていたのに対し、**地域社会の文化という空間的・集団的アイデンティティに関わる視点を導入した。**
- 2 分権的視点から**地域独自の多様な文化的・歴史的特性を発見し、その存在を再確認した。**
- 3 地域の文化振興は、「**市民自治による市民文化の形成**」を基本として市民主体によって実現できるとした。
- 4 それを実現するためには、通常の行政論理や規範の押し付けではなく、**行政の政策形成や事業実施のあり方を見直すことの必要性**を提示した。
- 5 **地域社会の文化形成において能動的にその責任を担っていく市民**という概念をクローズアップした。
- 6 当時まだ言葉として定着していなかった「**協働**」（パートナーシップ）という概念を生み出した。

結果として

◎**文化の問題が**、個人の受容や享受の問題を超えて、**より公共的な問題として理解**されるようになった。

◎「**市民**」といえは公害問題などで国や自治体に異議申し立てをする面倒な人といった意味合いが強かったが、**地域の文化を自ら創り上げていく、コミュニティの運営に責任を持つ人**という含意も浮かびあがった。

◎自治体文化行政とは、単なる施設づくりではなく、**地域づくりの方法論であり、制度論**である。

参考資料3 再考、文化政策—拡大する役割と求められるパラダイムシフト (ニッセイ基礎研究所 (吉本光宏) より)

要点 狭義の文化政策と広義の文化政策の循環構造を視野に入れた骨太の方針と戦略が必要との視点

論点

◎90年代以降、国、地方の文化政策の課題

- ①芸術の創造や普及を促すインフラの整備
- ②戦略的な支援・助成制度の構築 (目的の明確化と評価の仕組みなど)
- ③専門的文化行政官やアーツカウンシルの設置など

◎次の要因から新たな文化政策の展開も求められる

- ①文化政策の領域の拡大 (文化芸術の他領域での効用の認知と立証など)
- ②文化政策の担い手の多様化 (07年2,000件を超えたアートNPOなど)
- ③文化政策と都市政策、産業政策との結びつき (創造都市論など)

◎「狭義の文化政策」は、芸術文化の振興が主目的だが、「広義の文化政策」は、教育や福祉の充実、産業の活性化、地域の再生など、文化以外の政策分野において、文化芸術を活用しながらこれまでにない成果を得るのが主目的である。前者を支えるのが行政の文化部局だとすれば、後者を支えるのは、他領域に積極的に文化芸術を活用する視点や戦略、文化芸術のクリエイティブな発想がこれまでにない施策や成果を導き出すというビジョンの共有。

◎狭義、広義の二つの文化政策は、中心と周縁の関係にあり、狭義の文化政策に投入されたリソースは、より広範な領域で大きなリターンとなって社会に還元される循環構造にある。

◎文化芸術のクリエイティビティを活用し、文化政策を起点に社会を刷新していく、そうしたパラダイムの転換がこれからの文化政策には求められる。

